Deloitte.
デロイト トーマツ
Heads Up

2015 年 11 月 30 日
第 22 巻　第 38 号

注：本資料は Deloitte & Touch LLP が作成し、有限責任監査法人トーマツが翻訳したものです。
この日本語版については有限責任監査法人トーマツにお問合せください。
この日本語版は、読者のご理解の参考までに作成したものであり、英語版ニュースレターの補助的なものです。あくまで英語版が（正）となります旨、ご了承下さい。

目次

- はじめに
- 背景及び主要条項
- 発効日及び移行措置

分類された情報

FASB が繰延税金の貸借対照表上の分類に係る ASU を発行

カレン・ウィルトシー（Karen Wiltsie）及びニック・トリカリチ（Nick Tricarichi）（デロイト&トウシュ LLP）

はじめに

2015 年 11 月 20 日、FASB は ASU2015-17[1]を発行した。これは、事業体に、繰延税金資産（DTAs）及び繰延税金負債（DTLs）を、分類貸借対照表上で、非流動項目として表示することを要求するものである。当 ASU は、事業体に、DTAs と DTLs を、分類貸借対照表上、流動及び非流動として別個に表示することを要求する現行ガイダンスを簡素化する。

背景及び主要条項

繰延税金の貸借対照表表示の簡素化に係る当プロジェクトは、FASB の簡素化への取り組みの一環である。2014 年 6 月に立ち上げられた簡素化への取り組みは関連財務情報の有用性を保持又は強化する一方で、コスト及び複雑性を減少させることにより、米国会計基準の改善を意図するものである。

現行ガイダンス（ASC740-10-45-4[2]）では、事業体は、「繰延税金負債及び資産を、流動金額及び非流動金額に分離しなければならない。繰延税金負債及び資産は、財務報告上、関連資産又は負債の分類を基礎として流動又は非流動として分類されなければならない」、とされている。利害関係者からのフィードバックでは、流動又は非流動としての繰延税金の区分表示は、財務諸表利用者に対して有用な情報を少ししか提供せず、また、作成者に追加コストをもたらす結果となっている、と言及された。したがって、FASB は、分類貸借対照表上の繰延税金の表示を簡素化する当 ASU を発行した。税務法域ごとの DTAs と DTLs の純額表示については、新規ガイダンスにおいても未だ、要求されることになる。

全ての繰延税金の貸借対照表上の非流動表示は、構成員がまた、法人所得税の会計処理の複雑性に寄与する問題として識別していた、DTAs の流動及び非流動総額間での評価引当金の比例による配分要求を除去する。

編集者注：当 ASU は、事業体に、分類貸借対照表上、非流動として DTAs と DTLs を表示することを要求する IAS 第 12 号[3]における現行ガイダンスと整合することになる。

[1] FASB Accounting Standards Update No. 2015-17, Balance Sheet Classification of Deferred Taxes.

[2] FASB会計基準編纂書リファレンスのタイトルについては、デロイトの「FASB会計基準編纂書におけるトピック及びサブトピックのタイトル」を参照のこと

[3] IAS 12, Income Taxes.

トーマツ

以下の設例は、現行米国会計基準による DTAs 及び DTLs の分類と、新規ガイダンスにおけるそれらの分類を比較するものである。

説例—繰延税金の分類

ABC 社は、以下の表に示されるように、20X1 年 12 月 31 日時点で、100 ドルの DTA（純額）を有している（単位：100 万）：

12/31/X1 時点の貸借対照表

	DTA/(DTL)
棚卸資産	$ 50
繰越欠損金	350
固定資産	(300)
DTA/(DTL)合計	$ 100

ABC 社は、繰越欠損金 100 百万ドルが、次年度に使用されるであろうと予想している。以下は、20X1 年 12 月 31 日時点の、DTA/（DTL）の流動及び非流動分類である（金額：百万）。

内容	現行米国会計基準		ASU2015-17	
	流動	非流動	流動	非流動
棚卸資産	$ 50			$ 50
繰越欠損金	100	$ 250		350
固定資産		(300)		(300)
DTA/(DTL)総額	$ 150	$ (50)	$ 0	$ 100

発効日及び移行措置

当 ASU は以下を要求している。

- 公開ビジネス事業体に関しては、当 ASU は、2016 年 12 月 15 日より後に開始する年次期間、及びそれら年度内の期中期間から発効することになる。
- 公開ビジネス事業体以外に関しては、当 ASU は、2017 年 12 月 15 日より後に開始する年次報告期間、及び 2018 年 12 月 15 日より後に開始する年次報告期間内の期中報告期間から発効することになる。

審議会は、全ての事業体に対して、当 ASU の早期適用を容認することを決定した。したがって、当 ASU は、未だ発行されていない期中又は年次財務諸表に関して、全ての事業体により適用されうる。

加えて、事業体は、当改訂を、将来に向かって、又は遡及的に適用することが認められる。

当 ASU が採用される期間において、事業体は、「会計原則変更の性質及び理由」の開示が要求される。新規ガイダンスが将来に向かって適用される場合、事業体は、従前の貸借対照表は、遡及的に調整されない。しかしながら、新規表示が遡及的に適用される場合、事業体は、表示された従前の貸借対照表に係る変更の定量的影響の開示を要求されることになる。

登録

デロイトの Accounting Standards and Communications Group が発行する Heads up およびその他の会計に関する出版物を希望される方は、以下のウェブサイトにご登録ください（www.deloitte.com/us/subscriptions）。

財務責任者のための Dbriefs

Dbriefs へぜひご参加ください。Dbriefs はデロイトのウェブキャスト・シリーズで、重要な問題を常に把握しておくために必要な実践戦略を提供するものです。「財務責任者」シリーズのウェブキャストを通じ、以下のテーマに関する貴重なアイデアや重要な情報にアクセスしてください。

- 事業戦略および税務
- 企業価値の強化
- 財務報告
- 税務に関する財務報告
- ガバナンス、リスクおよびコンプライアンス
- テクノロジー
- 取引およびビジネス・イベント

Dbriefs は CPE クレジット取得のための、身近にご利用いただける便利で柔軟な方法も提供します。今後のウェブキャストに関するお知らせをお受け取りいただくには、以下のウェブサイトにて、Dbriefs にご登録ください（http://www.deloitte.com/us/dbriefs）。

Technical Library と US GAAP Plus

デロイトはご登録いただいた方々を対象に、会計や財務開示に関する資料のオンライン・ライブラリーへのアクセスを提供しています。Technical Library: The Deloitte Accounting Research Tool と呼ばれるこのライブラリーには、弊社の会計および SEC マニュアルならびにその他の会計および SEC の解釈指針のみならず、FASB、EITF、AICPA、PCAOB、IASB、SEC の資料などが含まれています。

営業日ごとに更新される Technical Library は使いやすくデザインされており、ナビゲーションシステムは強力な検索機能を備えているため、いつでも、どのコンピューターからでも瞬時に情報を入手することを可能にします。Technical Library 登録者には、ライブラリーへの最新の情報をハイライトした週報「Technically Speaking」もお送りします。登録やオンライン上のデモンストレーションなどの詳細については、デロイトのウェブサイト www.deloitte.com/us/techlibrary をご覧ください。

さらに、US GAAP Plus にも忘れずにアクセスしてください。これは、米国 GAAP に重点を置いた、会計に関するニュース、情報や出版物を取り上げるデロイトの新しい無料ウェブサイトです。このウェブサイトには、FASB の活動や FASB Accounting Standards Codification™のアップデート、そして、PCAOB、AICPA、SEC、IASB、IFRS 解釈指針委員会などのその他の米国と国際会計基準の設定主体や規制当局の進展に関する記事が掲載されています。今すぐチェックしてください！

デロイト トーマツ グループは日本におけるデロイト トウシュ トーマツ リミテッド（英国の法令に基づく保証有限責任会社）のメンバーファームおよびそのグループ法人（有限責任監査法人 トーマツ、デロイト トーマツ コンサルティング合同会社、デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザリー合同会社、デロイト トーマツ税理士法人および DT 弁護士法人を含む）の総称です。デロイト トーマツ グループは日本で最大級のビジネスプロフェッショナルグループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従い、監査、税務、法務、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザリー等を提供しています。また、国内約 40 都市に約 8,500 名の専門家（公認会計士、税理士、弁護士、コンサルタントなど）を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイト トーマツ グループ Web サイト（www.deloitte.com/jp）をご覧ください。

Deloitte（デロイト）は、監査、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザリーサービス、リスクマネジメント、税務およびこれらに関連するサービスを、さまざまな業種にわたる上場・非上場のクライアントに提供しています。全世界 150 を超える国・地域のメンバーファームのネットワークを通じ、デロイトは、高度に複合化されたビジネスに取り組むクライアントに向けて、深い洞察に基づき、世界最高水準の陣容をもって高品質なサービスを提供しています。デロイトの約 220,000 名を超える人材は、“making an impact that matters”を自らの使命としています。

Deloitte（デロイト）とは、英国の法令に基づく保証有限責任会社であるデロイト トウシュ トーマツ リミテッド（“DTTL”）ならびにそのネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびその関係会社のひとつまたは複数を指します。DTTL および各メンバーファームはそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。DTTL（または“Deloitte Global”）はクライアントへのサービス提供を行いません。DTTL およびそのメンバーファームについての詳細は www.deloitte.com/jp/about をご覧ください。

本資料は皆様への情報提供として一般的な情報を掲載するのみであり、その性質上、特定の個人や事業体に具体的に適用される個別の事情に対応するものではありません。また、本資料の作成または発行後に、関連する制度その他の適用の前提となる状況について、変動を生じる可能性もあります。個別の事案に適用するためには、当該時点で有効とされる内容により結論等を異にする可能性があることをご留意いただき、本資料の記載のみに依拠して意思決定・行動をされることなく、適用に関する具体的事案をもとに適切な専門家にご相談ください。

© 2015. For information, contact Deloitte Touche Tohmatsu LLC.

Member of
Deloitte Touche Tohmatsu Limited